公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式(建設工事)に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式(建設工事)試行要領(最終改正 平成31年3月29日付け30建政技第361号)及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領(最終改正 平成31年3月29日付け30建政技第362号)に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

令和元年度 県営中山間総合整備事業 ひのきの里地区 吉野工区小水力発電所建設工事

(2) 工事箇所名

木曽郡上松町大字荻原(別紙1参照)

(3) 工事の目的

本工事は、農業用水を活用した水力発電所を建設し、発電した電力を売電して、上松町が管理する土地改良施設等の電力料金などに充当し、維持管理経費の軽減を図ることを目的とする。

(4) 工事内容

水車、発電機、制御盤、沈砂池、水圧管路、ヘッドタンク、除塵機、建屋、系統連系設備、維持管理設備、通報装置及びデータの記録装置など発電に必要な全ての施設について詳細設計を行い、これに基づく工事を行う(沈砂池、ヘッドタンク、除塵機及び水圧管路に関する工事は含めない)。

ア 工事の流れ

__詳細設計__ □> 【工事着手前の手続き等】□> 【 施 工 】□> 【操作・維持管理指導__

- ・地質・土質調査
- ·水理計算
- ・構造計算
- 各設備の設計
- ·工程計画 ·仮設計画
- ・支障物件の調査
- · 従属発電水利使用登録
- ·設備認定申請
- ·保安規程届出
- ・系統連系申込・電力販売申込み
- ·工事計画届
- ·建築確認
- ・その他本工事に当って必 要な許認可又は届出等
- ・詳細設計に基づき施工
- ・下記土木工事は別途沈砂池から水圧管路
- ・操作マニュアルの作成
- ・維持管理作業マニュアルの作成
- ・管理者への操作・維持管理指導
- ·系統連系後の試験運転

イ 設計条件

(ア)発電水利権

かんがい水利権(慣行水利権)に従属した水力発電を計画しており、発電施設で使用する期 別使用可能水量は下記のとおりとする。

年間流量表

(単位:m3/s)

流量	最大流量	35日流量	95日流量	185日流量	275日流量	355日流量	最小流量	平均流量
H27年度	0.356	0.356	0.356	0.332	0.293	0.242	0.230	0.322

(イ) 水力発電施設に関する検討状況

平成 30 年度に概略設計及び沈砂池基本設計を行い、路線測量を実施し線形を選定している。その結果については別添資料(参考図 $1 \sim 7$)のとおりである。なお、概略設計の水車タイプ等については参考であり、技術提案における機種選定を束縛するものではない。

(ウ) 基本事項の検討

当発電施設の基本条件として、経済性、信頼性、簡便性及び長期耐久性能を踏まえ、以下の項目を考慮し検討する。

- a 発電後のかんがい用水の確保が確実に行われること。
- b 設置する場所の環境に十分耐えること。
- c 信頼性が高く、十分な発電能力を有すること。
- d 制御が容易で誤操作の恐れのないこと。
- e 一部の故障が水力発電施設全体の機能に著しく影響を与えないこと。また、落雷や事故等 により水力発電施設が緊急停止した場合、周辺地域に著しく影響を与えないこと。
- f 維持管理が容易で管理費が安価であること。
- g 河川からの自然取水方式のため、安定した発電が可能となるように一連の施設を提案・検 討すること。

(エ) 発電施設の管理体制の検討

- a 上松町(以下「管理者」という。) は発電施設に常駐しないため、発電施設が緊急停止する など異常が生じた場合は、管理者へ自動通報できるシステムを構築すること。
- b 発電出力が随時把握できるよう発電施設敷地内に小電力電光掲示板 (A=1 m²程度)を設置すること。
- c 発電状況は、インターネット等により遠隔地で常時確認できるようにすること。

ウ 小水力発電所詳細設計

- (ア) 詳細設計は、以下により行うものとする。
 - a 発電期間は、通年とする。
 - b 発電に使用する水量は、かんがい水利権の範囲(従属発電)0.242m3/sとする。
 - c 発電最大出力は、100kW以上 200kW 未満とし、発電期間内の連続運転に耐えうる構造とする。
 - d 発電期間における流量設備利用率は90%、設備稼働率は90%とし年間発電量を試算する こと。なお、発電期間における年間発電量は、730MWh 以上を想定している。
 - e 誘導発電機を採用する場合は、必要となる受電設備を設けるとともに、現時点において可能な限り安価な料金プランが適用できる設備とすること。
 - f 建屋は、水車、発電機、制御施設等を保護するために必要な規模とすること。なお、建屋 の構造は、水車、発電機、制御設備等のメンテナンスが容易にできるものとし防音防水機能 を有し、冬期間の凍結防止に配慮するものとすること。
 - g 測量及び地質に関しては、別添資料(参考図1~4)を参考とすること。なお、詳細設計にあたり必要となる現地測量及び建屋建築箇所の地質・土質調査は受注者が行う。地質・土質については砂質土及び転石混じり土を想定しているため安定しているものとし、調査の結果により建屋の基礎構造が変更となる場合は協議の対象とする。
 - h 概略設計の平面図(参考図1)に基づき施設に必要な用地は管理者が確保する。なお、仮設工等に要する借地、立木補償及び電柱移転については受注者の提案に基づき発注者が対応する。

- i 各設備の保守点検費用、維持管理費用(運用のための使用料等を含む)、機器更新費用及 び原価償却費用を含め、22 年間(水車、発電機等の耐用年数)を1サイクルとするランニン グコストを明確にした維持管理計画(ランニングコスト総括表)様式別紙1を作成すること。
- j 発電施設に関する保証または補償について維持管理計画(製品保証)様式別紙2により提案すること。
- k 主要機器・主要部品の耐用年数、汎用性及び交換品保有期間について維持管理計画(耐用年数)様式別紙3により提案すること。
- 1 ヘッドタンクは、静水状態を確保する十分な構造とし、発電に支障を生じさせないこと。
- m 沈砂池は基本設計を行っているが、堆積した砂が容易かつ確実に排出できる構造となるよう詳細設計を行い再検討すること。
- n 除塵機は、発電施設への異物流入を防ぐとともに、十分な通水能力を有し発電に支障を生 じないものとする。除塵機は自動制御(無動力・無電源除塵も含む)とし維持管理費が安価 な施設とすること。また、凍結による機能低下が生じない構造とすること。
- o 中部電力株式会社に系統連系する電柱は、「57 ウ 632」、「57 ウ 731」を想定している。なお、系統連系に必要となる電気設備は受注者が行うこと。
- p 受注者は発電施設稼働後、緊急時における支援体制を構築し、管理者を支援すること。 機器の操作方法及び維持管理方法等を記載したマニュアルを作成するものとし、維持管理方 法には、落葉等の対策、発電機の無負荷運転防止対策についても記載すること。また、履行 期限までに予定管理者を対象とした操作講習会を実施すること。
- q 発電施設の維持管理、メンテナンスに必要な進入路、駐車場等を設けること。必要な用地 は管理者が確保する。
- r 発電施設建設区間の用水は、既存用水路に通水しながら施工することができる。なお、頭 首工災害復旧工事を上松町が発注している。工期 平成 31 年 4 月 4 日~令和元年 11 月 29 日
- (イ)本工事に関する各種許認可又は届出等手続き(従属発電用水利権の登録、設備認定、電力会社との接続検討、電力販売申込み、工事計画届、保安規程、建築確認など)に必要な書類作成及び手続を行う。これに係る費用は受注者が負担すること。なお、配電用変電所のバンク逆潮流対策工事が必要となる場合は協議の対象とする。

なお、固定価格買取制度(FIT)における令和2年度買取期間及び買取価格の適用を受けられるよう手続きを進めるとともに適正な工程計画を樹立すること。

工 小水力発電所建設工事

- (ア) 詳細設計内容に基づき、発注者の承認を得た上で工事を行う。また、承認を得る際には、事前に発注者と協議の上、決定した図書を提出する。
- (イ)必要となる既存設備の改築は、受注者の責において行うものとする。なお、既存用水路を取り壊すため、発注者が財産処分手続きを行う(協議完了予定 令和2年6月)。このため、沈砂池基本設計に変更が生じた場合は、速やかに関係図面を作成すること。
- (ウ) 更新又は改築により不要となる構造物等は受注者が取り壊し、適正な処分を行うものとする。
- (エ) 当該工事の特記仕様書は、当掲示の「1工事の概要」及び特定者の技術提案書により構成されるものとする。
- (オ)機器の操作及び維持管理作業を記載したマニュアルを作成するものとする。また、履行期限 までに、機器操作を行う管理者を対象とした操作講習を実施すること。

(カ) 試験運転及び機器調整は、履行期限内の適切な時期に行うこととし、その際に発生する電力 は受注者の責任により処分すること。

なお、固定価格買取制度に基づく管理者による売電は、令和4年4月1日から行う予定であるが、前倒しできる場合は、この限りではない。

(キ) 主要工事計画

a 土木関係

発電所及びその周辺施設に係る部分(発電用水を農業用水路へ戻すまでの部分を含む)

b 発電所建屋

発電所は建屋を設置し、必要な設備を収納すること。

c 水車

水車の種類は指定しないが、設計条件、現場条件等を勘案し、最適なものを提案すること。

才 関連工事

送水管は原則既存の水利組合管理道路内に埋設を想定しており、沈砂池及びヘッドタンク、 除塵機、水圧管路については、1のウ 小水力発電所詳細設計の結果に基づき別途発注を行う 予定であり、これらの工事費は本工事には含まない。

(5) 技術提案を求める具体的内容

テーマ	提案を求める具体的内容
1 発電量	(1) 最大出力及び年間発電電力量
2 長期信頼性	(1) 性能に関する信頼性
	(2) 20 年間でみた発電電力量の安定性
	(3) 機器の保証及び補償の内容
	(4) 部品のストック期間
3 ランニングコスト	(1) 22 年間を 1 サイクルとするランニングコスト
	(2) 設備の長寿命化の検討
4 メンテナンスの容易さ	(1) 日常管理、保守点検や部品交換の容易さ
	(2) 緊急時に早急な対応ができる支援体制
	(3) 除塵や砂の流入に対する有効な対策
	(4) 農業用水の安定供給への方策

(6)履行期限 令和4年3月10日(債務負担行為設定済)

ただし、主要施設は令和3年5月末に完成させ、その後試験運用期間とする。

(7) 工事実施上の要件

ア 既存施設に関わる当振興局所有の資料は貸与する。貸与以外の必要な資料は、受注者側で揃えるものとする。

イ 本工事における保証期間は、現場引き渡しを受けた日から起算して2年以上とする。ただし、 受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、期間を10年間とする。

ウ 本工事において適用する規格等は次のとおりとし、最新版を使用する。

日本工業規格 (JIS)

電気規格調査会標準規格 (JEC)

日本電機工業会標準規格 (JEM)

日本電線工業会規格 (ICS)

電子情報技術産業協会規格 (JEITA)

電気技術規程(JEAC)

電気技術指針 (JEAG)

電気共同研究会刊行物

電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課)

電気設備工事施工管理基準(案)及び規格値

(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

電気設備技術基準 (経済産業省)

電気事業法及び関連規則

河川法及び関係規則

建築基準法及び関係規則

消防法及び関係規則

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

発電用水力設備に関する技術基準(経済産業省令)

水門鉄管技術基準(社団法人 水門鉄管協会発行)

施設機械工事等共通仕様書 (長野県農政部)

施設機械工事等施工管理基準 (農林水産省農村整備局整備部設計課)

土木工事共通仕様書 (長野県農政部)

土木工事施工管理基準 (長野県農政部)

土地改良工事数量算出要領 (長野県農政部)

土木工事現場必携 (長野県)

土木工事施工管理基準の手引 (農林水産省農村振興局)

土地改良工事標準設計 (長野県農政部)

長野県の関連する共通仕様書

その他関係法規及び基準等

- エ 本工事は電子納品対象業務であり、電子納品の範囲等については協議により決定する。
- オ 本工事完了に伴い、工事に係わる完成図書(図面、仕様書など)の提出を求める。
- カ 完成図書の他、管理用図書には以下についても取りまとめるものとする。
- (ア) 操作取扱要領及びその概要版
- (イ) 不具合、損傷発生時の個別対応方針
- (ウ) 定期的な点検マニュアル
- (エ)機器装置別に必要な点検項目について、点検の効果及び重要性を取りまとめる
- (オ) 点検の頻度及び費用について取りまとめる
- (カ) その他必要な事項
- (8) 工事予算額 概ね221,000千円(消費税10%を含む。)
- (9) 支払い条件
 - ア 債務負担行為に係る前払い金については、標準契約約款のとおりである。
 - イ 支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定している。

令和元年度 請負代金の約20%の金額

令和2年度 請負代金の約50%の金額

令和3年度 請負代金の約30%の金額

ただし、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがある。

(10) その他

概略設計、小水力発電路線測量、沈砂池設計の成果品については、長野県木曽地域振興局農地 整備課において閲覧が可能なので、3(5)に記載の担当者に連絡の上、来庁すること。

※ 概略設計成果品の内容は、提案における各機器の型式・仕様・規格・数量等を指定するものではない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が820点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下同じ)第3条の規定により電気工事に係る特定建設業の 許可を有していること。
- (5) 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造 の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日会検第1号)第 9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限 経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札 に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する 落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 同種または類似の工事の実績を有すること。

水力発電工事の実績を有していること。※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成16年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当します(維持修繕は含まない)。

(13) 配置技術者に関する要件を満たしていること。

主任(監理)技術者として、1級電気工事施工管理技士又は、それと同等の資格を有する者を配置できること。

- (14) 長野県暴力団排除条例 (平成23年長野県条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社(常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会

社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合(総株主の議決権の 過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用 の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。)
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員
- (16) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- 3 参加表明書の作成・提出に係る事項
- (1) 参加表明書の作成様式 様式2号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式 様式3号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - ア 業種その他許可状況

入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店又は営業所の所在地を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

- ウ 同種または類似工事の実績
 - ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 - ② 「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成16年4月1日から掲示日の前日までに完了した工事が該当する(維持修繕は含まない)。
 - ③ 「工事実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。
- エ 当該工事の実施体制
 - ① 配置を予定する主任(監理)技術者の資格、経歴等を記載すること。
 - ② 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成16年4月1日から掲示日の前日までに完成した工事が該当する(維持修繕は含まない)。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 現地説明会

現地の状況については、次のとおり現地説明会を開催する。参加希望者は令和元年度 7月 26日 正午までに会社名、参加人数を 3 (5) の連絡先に FAX またはメールにより報告の上、来場すること。なお、FAX またはメールが到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認すること。

ア 日時 令和元年7月30日(火) 午前10時30分から

イ 場所 木曽郡上松町荻原 3574 吉野生活改善センター駐車場に集合。確認後に現場へ移動 ウその他 質問内容は可能な限り参加希望の報告に合わせ提出すること。

(5) 担当事務所・問い合わせ先

〒397-8550 長野県木曽郡木曽町福島 2757-1

長野県木曽地域振興局 農地整備課

担当 武田健、小穴正章

電話 0264-25-2223

ファックス 0264-24-2807

電子メール kisochi-nochi@pref.nagano.lg.jp

(6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和元年8月2日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

- イ 提出場所 3(5)に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (5) の担当者に確認してください。 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(7)技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目		審査事項	審査の視点			
1 🖠	多加資格要件	• 入札参加資格	・求める業種の入札参加資格を有している			
(4	会社)	• 資格総合点数	カュ			
		• 特定建設業許可	・資格総合点数は要件を満たしているか			
			・特定建設業の許可を有しているか			
2	同種又は類似の	・同種又は類似工事の内	・当該工事の内容に近い工事の実績がある			
	工事の実績(会	容	から、一つの工事のと同じ、工事の表演がある。			
	工事の	台	/J ⁴			
	1上)					
3	配置予定の技術	・主任 (監理) 技術者の状	・求める資格を有しているか			
	者	況				

(8) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、長野県木曽地域振興局長から通知します。

- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第 5 号)第 1 条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、長野県木曽地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(休日を含めない。) 以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3 (5) に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 原則としてFAX(回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則としてFAXによる。
- (9) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

- 4 技術提案書の作成・提出に係る事項
- (1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。
- (2) 技術資料の作成様式 様式8号による。
- (3) 技術提案書記載上の留意事項
 - ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

主な業務経歴は掲示の日の前日から過去 15 年以内に完成した業務とする。(平成 16 年 4 月 1 日 から掲示日の前日までに完了した業務。)

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

- ウ 工事に係る費用とその内訳
- (ア) 様式は自由とする。
- (イ)積算体系は、「平成28年度土地改良工事工種体系 長野県農政部」の「電気通信設備工事」 等を参考に「レベル0」から「レベル3」の区分により記載すること。
- (ウ) 必要に応じて、内訳について詳細な提示を求めることがある。
- (エ) 費用の積算にあたっては労務単価及び資材等、県が公表している価格についてはこれを使用 すること。
- エ 設置する施設が所定の機能を発揮するための維持管理費用 (ランニングコスト) について、様式 別紙1から3に記載すること。
- オ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する 契約書、資格証等の写しを添付すること。
- カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ア 受付場所 3 (5) に同じ。
 - イ 受付期間 掲示の日から令和元年8月7日(水)まで。 (受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - ウ 受付方法 FAXまたはメールとします。
 - エ 回答方法
 - (ア)技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
 - (イ)発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表します(最終回答日は令和元年8月20日(火))。
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和元年8月26日(月)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

- イ 提出場所 3 (5) に同じ。
- ウ 提出部数 1部 印刷物1部 電子データ (CD 又は DVD) 1部
- エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してください。 ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料 がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和元年9月3日(火)(変更となる場合があります。)

イ 場 所 長野県土地改良会館別館会議室(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みを希望する場合は、事前に3(5)の担当者 と調整してください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書審査結果表 (様式 9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに 該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評 価 事 項		評価の視点(例)		
町男子字の社体	主任 (監理) 技術者	資格	専門分野の資格を有しているか。		
配置予定の技術 者の資格等 (10 点)		主任技術者の経歴	豊富な経験を有しているか。		
		同種・類似工事の実績	豊富な同種・類似工事(水力発電工事)の実績を有しているか。		
地域要件に関す	元請業者の所	在地に関する事項	元請の所在地により評価		
る事項(10 点)	下請業者の所	在地に関する事項	木曽地域振興局管内の下請業者の有無により評価。 ・上松町、大桑村に本店を有する者 ・上記以外で木曽地域振興局管内に本店を有する者		
費 用 (20 点)	費用の妥当性 含む)	:(管路工事との整合も	予算を超過しない範囲における、経済性を評価		
	発電量		・最大出力 200kw 未満で年間発電電力量がどれだけ多いか。		
	長期信頼性		・性能に関する信頼性が高いか。 ・20年間の発電電力量が多いか。 ・機器の保証(補償)が充実し、耐用年数が長い。 ・部品のストックが長期間あるか。		
技術提案の内容 (55 点)	ランニングコ	スト	・22 年間を 1 サイクルとするランニングコストが安価か。・設備の長寿命化に配慮がされているか。		
	落雷等の異常	の容易さ 、地震、局地的集中豪雨、 気象時及び異常な水位 発電機器の緊急停止時	・日常管理、保守点検や部品交換が容易か。 ・緊急時に早急な対応が出来る支援体制の提案があるか。 ・砂の流入や除塵に対する有効な対策の提案があるか。 ・農業用水の安定供給への方策		
技術提案の内容 と施工の整合性 (5点)			・技術提案の内容が十分検討され、施工性においても 高く評価できるか。		
評価点の合計結果(100点)					

- (8) 特定者への通知に関する事項
 - 特定した者に対して、長野県木曽地域振興局長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。
- (9) 非特定者への通知に関する事項
 - ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定 理由)を書面により、長野県木曽地域振興局長から通知します。
 - イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日 (休日を含めない。) 以内 に、書面 (様式自由) により、長野県木曽地域振興局長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
 - ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内 (休日を含めない。) に書面により行います。
 - エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3 (5) に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 FAXまたはメールとします。 なお、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則としてFAXによる。
- (10) その他の留意事項
 - ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。
 - イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
 - エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1)契約書作成の要否

要(長野県建設工事事務処理規程(昭和51年3月3日付け50監第590号)による)

- (2) 関連情報を入手するための窓口
 - 3 (5) に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関する資料提出又はヒアリングを行う場合があります。
- (4) 必要に応じて技術提案書に関する補足説明資料を求める場合があります。
- (5) 発注者または施設管理者は発電所のメンテナンス及び改修にあたり、受注者に助言や情報提供を求めることがあります。